

エコ通勤優良事業所の認証を 取得しませんか？

～エコ通勤優良事業所認証制度のご案内～



公共交通利用推進等マネジメント協議会

認証制度事務局：国土交通省、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

1.エコ通勤とは？

通勤手段を、マイカーから、より環境負荷の少ない電車やバス、自転車、徒歩などへ転換する取組みのことを指します。地球温暖化防止、渋滞緩和、事故の削減などのほか、地域の活性化につながることもあります。

⇒詳しくはP2へ

2.エコ通勤優良事業所認証制度って何？

エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組みを国民に広く紹介する制度です。

⇒詳しくはP3へ

3.認証を受けるメリットは？

認証を受けると、事業所名などが認証制度ホームページなどで紹介されるとともに、自社のホームページや刊行物にロゴマークを入れてアピールすることができます。

特に優秀な取組みを行っている事業所は、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。

⇒詳しくはP3へ

4.認証を受けるには？

何らかのエコ通勤に関する取組み（例：従業員に対する呼びかけや情報提供、徒歩・自転車通勤の奨励…⇒詳しくはP5へ）を実施している事業所ならば、認証を受けることができます。

申請書にエコ通勤の取組み状況などを記入し、各地域の窓口（国土交通省運輸局等…⇒詳しくはP7へ）へ提出してください。

認証登録費用は無料です。

⇒詳しくはP4へ

5.その他

実施報告の方法や、よくある質問などを紹介します。

⇒詳しくはP6へ

エコ通勤優良事業所認証制度に関する情報の入手や、申請書のダウンロードは、以下のホームページ（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）から行うことができます。

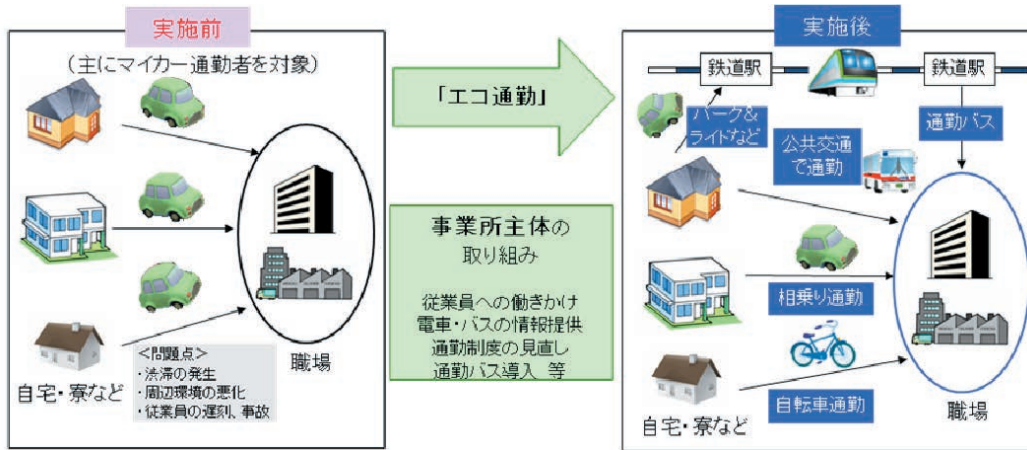
http://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/ecommuters_top.html

また、エコ通勤に関するさまざまな情報は、以下の「エコ通勤ポータルサイト」（国土交通省）で入手できます。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/index.html>

1.エコ通勤とは？

エコ通勤という言葉は、一般的に「環境にやさしい交通手段で通勤すること」を意味します。具体的には、通勤手段をマイカーからより環境負荷の少ない電車やバス^{※1}、自転車、徒歩などへ利用転換することを促す取組みを指します。



エコ通勤のイメージ

エコ通勤のメリット

地域にとって

- ・周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。
- ・公共交通の利用者数の増加⇔公共交通サービス水準の向上等が期待できます。
- ・地球温暖化防止に寄与します。

事業所にとって

- ・企業イメージの向上が図れます。(環境配慮行動としてISO14001、CSRへ位置づけ)
- ・マイカー通勤者のための駐車場経費の削減、社有地の有効利用につながります。
- ・従業員の健康増進、通勤時の事故減少、定時出勤等に寄与します。

従業員にとって

- ・公共交通や自転車、徒歩での通勤は、健康増進にも役立ちます。
- ・渋滞に巻き込まれず通勤できます。
- ・交通事故にあう確率が低減し安全に通勤できます。

※1：1人を1km運ぶ際に排出される二酸化炭素量は、自家用車165gに対して、バスは48g(自家用車の3/10)、鉄道は18g(自家用車の1/9)。(2009年度)

2.エコ通勤優良事業所認証制度って何？

○趣旨・目的

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を優良事業所として認証し、登録する制度です。優良な取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としています。

○認証・登録機関

公共交通利用推進等マネジメント協議会※2(認証制度事務局:国土交通省、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)が、認証・登録します。

○有効期間

有効期間は2年です。1年ごとに取組み状況の報告を行い、2回(2年分)の報告の内容により、有効期間を2年延長します。

○登録費用

無料です。

3.認証を受けるメリットは？

- ・認証制度ホームページ(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)などで、事業所名や取組み内容が公表されます。
- ・登録証が交付され、そのコピーや、ロゴマークが自社のホームページや印刷物などで自由に使用できます。
- ・特に優秀な取組みを行った事業所は、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。



平成28年国土交通大臣表彰(交通関係環境保全優良事業者等表彰)

株式会社ブリヂストン

自家用車による通勤を原則禁止し、自転車通勤者へ向けて駐輪場やシャワー等のハード面での整備と、通勤費の補助・勤務制度の変更等のソフト面での整備にも取り組むとともに、地域の公共交通PRのイベント等にも協力している。



社内イントラネットでの呼びかけ

高知県

「こうち520運動」としてノーマイカーデーを設定し、県庁職員が公共交通を積極的に利用するとともに、CMやチラシ等を通じた組織外へのPRや、当該日に公共交通の割引を実施する等公共交通の利用促進に努めている。



こうち520運動PRチラシ

※2:公共交通の利用者サイド、事業者サイド双方の取組みをマッチングさせて、公共交通の利用促進に関する実効性のある取組みを推進するため、経済界(日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)、交通事業者(JR東日本、日本民営鉄道協会、公営交通事業協会、日本バス協会、全国乗用自動車連合会)、行政(国土交通省、環境省、経済産業省)等により、平成17年3月に設立された協議会。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000010.html

4. 認証を受けるには？

所定の申請書(様式1、様式2)に必要な事項を記入の上、エコ通勤に関する取組を実施していることを証明する資料を添付し、各地方の窓口へ提出(持参または郵送)して下さい。

国内の事業所(行政機関を含む)のうち、以下の基準を満たした事業所が対象となっています。

認証基準	記入項目
①エコ通勤推進担当者が指名されていること	様式1「エコ通勤推進担当者」
②従業員の通勤実態を把握していること	様式1「従業員の通勤実態について」
③エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること	様式1「エコ通勤に資する取組みについて」
④エコ通勤プランが作成されていること	様式2「エコ通勤プラン」

申請書の入手は、事務局及び地方窓口(国土交通省運輸局等)にお問い合わせください。

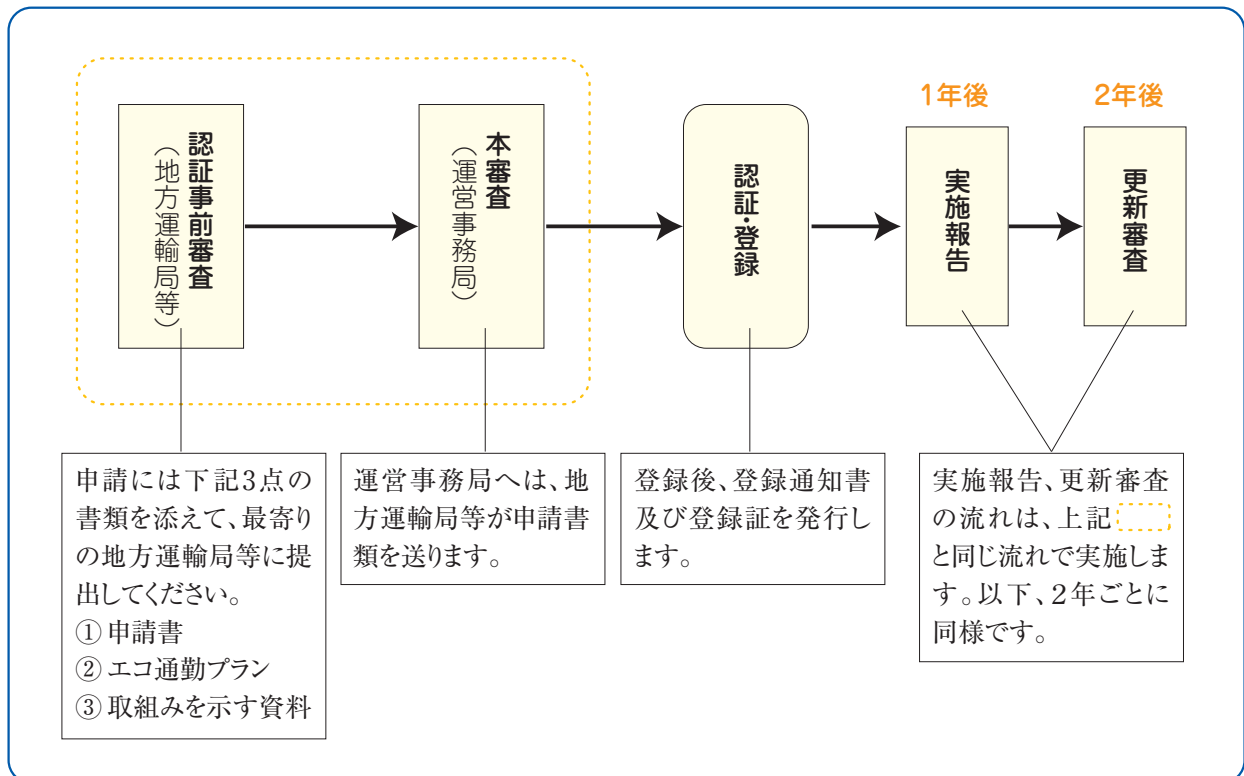
認証制度ホームページ

(<http://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html>)
からもダウンロードできます(記入例を含む。)

The image shows two sample forms. Form 1 is titled 'エコ通勤推進担当者' (Eco-commuting Promotion Officer) and includes fields for company name, address, and details of the designated officer. Form 2 is titled 'エコ通勤プラン' (Eco-commuting Plan) and includes sections for describing the company's eco-commuting measures and the specific plan.

申請書(様式1、様式2)

《手続きの流れ》



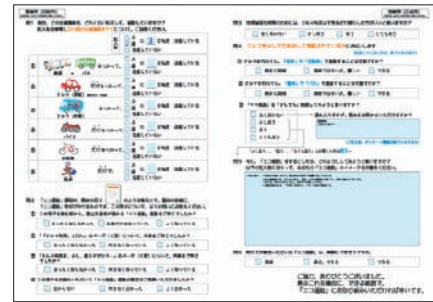
○「エコ通勤に関する具体的な取組み」とは

エコ通勤優良事業所認証制度では、下記(1)もしくは(2)の取組みを実施していることが必要です。ただし、(2)の場合は、(1)の取組みと(2)の取組みの各々一つ以上を実施していることが必要です。なお、取組みの実施を証明する添付資料も必要です。

(1) 従業員に対するコミュニケーション・アンケート

(個々の従業員の交通行動の転換を促すことをねらったアンケート)の実施

※コミュニケーション・アンケートの見本及び実施方法は、「エコ通勤ポータルサイト」(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/index.html>)へ。



コミュニケーション・アンケートの例

(2) コミュニケーション・アンケート以外の取組み

1) 従業員に対するエコ通勤の呼びかけ(例:公共交通情報の提供、チラシの配布、等)

実施項目	具体的内容
エコ通勤の呼びかけ	① パンフレットやメールの配布
	② 公共交通の情報を提供
	③ 研修会の実施
	④ その他

2) その他エコ通勤に資する取組み(例:エコ通勤を促す通勤制度、自転車通勤の奨励、等)

実施項目	具体的内容
エコ通勤を促す通勤制度の実施	① マイカー通勤の禁止(一定の条件に限る場合を含む)
	② 相乗り制度の導入
	③ 時差出勤制度の導入
	④ 徒歩通勤者への補助制度の導入
	⑤ その他
自転車通勤の奨励	⑥ 自転車通勤者への補助制度の導入
	⑦ 駐輪場の設置
	⑧ レンタサイクルの導入
	⑨ 更衣室やシャワールームの設置
駐車場の削減	⑩ その他
	⑪ 従業員用駐車場の有料化
通勤バスの導入	⑫ その他
	⑬ 自社所有のバスによる送迎
	⑭ バス事業者への運行委託
在宅勤務制度の導入	⑮ その他
	⑯ 在宅勤務制度の導入
その他	⑰ その他

エコ通勤に関する取組みについて

社団法人土木学会と国土交通省では、「エコ通勤」に取り組む際の手引き(「エコ通勤」の手引き)を作成しています。

エコ通勤の手引きは、「エコ通勤ポータルサイト」

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/index.html>)からダウンロードして入手することができます。



5.その他

○取組み実績報告について

認証・登録を受けた事業所は、1年ごとに取組み実績報告を提出する必要があります。申請時に提出したエコ通勤プランに基づいて実施した取組みを様式5に記入して、各地方の窓口へ提出（持参または郵送）して下さい。

なお、2年目の報告の際には、次の2年間の取組目標や取組予定の内容を記載したエコ通勤プランも提出して下さい。2回（2年分）の報告内容及びエコ通勤プランの内容により、認証・登録の有効期間が2年延長されます。

○よくある質問

Q:既に十分な取組みをおこなっており、これ以上の改善が見込めない場合でも申請できますか？

A:できます。その場合はエコ通勤プラン（様式2）の取組み目標は「現状を維持する」などの内容でかまいません。

Q:事業所が不便な場所にあり、エコ通勤を推進しても十分な成果は見込めないのですが。

A:成果よりも取組みを認める制度です。それぞれの事業所が抱える事情を踏まえ、できる範囲の取組みをしていれば、認証の対象となります。

Q:エコ通勤優良事業所の申請書は、企業ごとではなく事業所ごとに提出が必要ですか？

A:事業所ごとの提出が必要です。事業所の定義は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）日本標準産業分類一般原則 第2項 事業所の定義（以下に抜粋）に準拠します。

（1）経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

（2）財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

Q:複数の事業所が共同して申請することはできますか？

A:本店と各支店のように、同一法人の事業所であり、本店と各支店がともにエコ通勤を実施している場合等は、代表事業所（本店）が他の事業所（支店）と一括して共同申請することができます。

共同申請事業所は、代表事業所と同じ取組みを行っている場合は、添付書類を省略することができます。なお、共同申請を行う場合であっても、エコ通勤推進担当者は、必ず事業所ごとに1人いる必要があります。

Q:「取組みを実施していることを示すもの」はどんなものを添付すればいいですか？

A:例えば、社内で呼びかけや研修を行っていることを示すものとしては、配布・掲示した資料やメールのコピーなどを、自転車通勤に対する補助などの通勤制度を導入していることを示すものとしては、社内規則のコピーなどを、自転車置き場などの設備を導入していることを示すものとしては、設備の写真を添付して下さい。

Q:二酸化炭素排出削減量とその推計根拠は必ず報告しなければならないのですか？削減量はどのように推計すればいいですか？

A:削減量は原則、報告を求めています。通勤手当のデータ等から明確な数字を出すことができないなど、やむを得ない事情がある場合は免除する場合があります。また、既に十分な取組を行っており、新たな二酸化炭素排出削減がなかった場合は0でかまいません。

推計方法は特に指定しておりませんが、簡単な計算式の例を「エコ通勤ポータルサイト」に掲載しております。推計に用いたデータや計算式を報告書に記入もしくは添付して下さい。

エコ通勤優良事業所認証制度に関するお問い合わせは

(国土交通省)

総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (内線54-706) FAX 03-5253-1513
--	--

(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)

交通環境対策部 〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階	TEL 03-3221-7636 FAX 03-3221-6674
---	--------------------------------------

申請書の提出は以下の各地方窓口へ

(国土交通省)

北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎	TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	TEL 025-285-9152 FAX 025-285-9171
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	TEL 082-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒760-0064 高松市朝日新町1-30 朝日町庁舎	TEL 087-825-1173 FAX 087-822-3412
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316

(内閣府)

沖縄総合事務局 運輸部企画室 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369
---	--------------------------------------